

# ネズミ昆虫等防除契約に際しての 重要事項説明書(参考)

(公社)東京都ペストコントロール協会 技術委員会

本説明書の使用にあたって(使用の際は削除ください)

- ・本説明書はインフォームド・コンセントの「建築物のネズミ昆虫等防除版」です。契約書に添付してご使用ください。
- ・「6. 損害賠償について」の保険賠償額は各社で記入ください(〇円となっています)。
- ・あくまでも参考ですので、各社の状況に合わせて修正してご使用ください。
- ・自社の責任で使用していただくようお願いいたします。

■この重要事項説明書は、契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・ご了承のうえ、ご契約ください。

■ご契約の際には「調査報告書」「仕様書」「見積書」「契約書」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、保管ください。

## 1. 対象生物について

防除する対象生物によって発生場所、侵入経路、使用薬剤、施工方法等が異なる場合がありますので、原則として見積書または仕様書に記載のある生物に限らせていただきます。

## 2. 薬剤の使用について

使用する薬剤は、人に危害を加える衛生動物(ハエ、蚊、ゴキブリ、ノミ、シラミ、トコジラミ、イエダニ、屋内塵性ダニ、ネズミ)に対して、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)」で承認・許可を受けた医薬品及び医薬部外品を使用します。それらの安全性、効果は確認されておりますが、化学物質に過敏な方には健康被害が発生する恐れがあります。薬剤に添付されているSDS(安全データシート)をご参照いただき、使用する場所にそのような方がいらっしゃらないかご確認のうえ、使用についてご判断ください。

## 3. 防除効果について

屋内に発生源(床、排水溝、グリストラップ、排水管、汚水・雑排槽などの生ごみや腐敗物)、マンホールのない湧水槽、害虫やネズミが侵入する隙間、などがある場合では、常時、生息

をゼロにすることは困難です。

なお、建築物衛生法では、ねずみ昆虫等の防除を行う場合、以下の目標水準を設定しています。

#### 「建築物環境衛生維持管理要領」

許容水準（環境衛生上、良好な状態）

警戒水準（放置すると今後、問題になる可能性がある状態）

措置水準（ねずみや害虫の発生や目撃をすることが多く、すぐに防除作業が必要な状態）

さらに、建築物衛生法では、許容水準を維持することが求められております。

なお、常時「生息ゼロ」にするためには、別途の仕様(防鼠防虫工事、清掃管理、調査回数・防除回数の増加など)が必要となりますのでご承知おきください。

#### 4. お願いする事項について

- (1) 建築物衛生法の建築物環境衛生維持管理要領により、ネズミ昆虫等の防除には日常の清掃や整理整頓、生ごみ・食材管理などの環境管理が前提となっております。環境管理が悪いと駆除効果が得られない場合が多々あります。また、効果も長続きしません。効果的な防除施工のためにも、環境管理にご協力をお願いいたします。
- (2) 警戒水準を超えると、薬剤散布やトラップによる捕獲作業が必要になる場合があります。その折は食器の片付け等養生にご協力ください。
- (3) 壁の中や天井裏でネズミ等が死んだ場合は壁や天井をはがしたり、点検口を作ったりするなどによる別途費用がかかることがあります。

#### 5. 予想される不具合について

##### ● ネズミ

- (1) 殺鼠剤を使用すると、弱ったネズミが室内に出てきたり、壁の中や天井裏でネズミが死ぬことで、腐敗臭が出たり、ハエのウジが発生したり、イエダニが発生して痒み被害がでたりすることがあります。  
死鼠の回収や消臭、殺虫の費用については契約時に取り決めさせていただきます。処置はできるだけ早めに行いますが、ご要望に応えられない場合もありますので、あらかじめご容赦のほどお願いいたします。
- (2) 死鼠臭には消臭剤を使用しますが、完全には消臭できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 初期の駆除作業回数は、予定した回数で行いますが、状況により変更があることがあります。

# ネズミ昆虫等防除契約に際しての重要事項説明書(参考)

ます。その際は、別途ご相談させていただきます。

- (4) ネズミは歯が伸び続けるため物を齧る性質があります。ネズミによる咬害(備品、コードなど)により停電や短絡事故が発生することがあります。

## ● ゴキブリ

- (1) 防除作業後、死んだゴキブリの清掃が必要な場合があります。
- (2) 弱ったゴキブリが食品等に混入することがありますのでご注意ください。

## ● ダニ

- (1) ネズミが生息している場合はイエダニ、鳥が巣を造った場合はトリサシダニやワクモによる刺咬被害が発生することがあります。
- (2) 室内で刺咬被害が発生することがあります。一般的にビル内部は湿度が低く清掃が行き届いているので、ヒョウヒダニやそれを捕食して刺咬被害を引き起こすツメダニが極めて少ないことが報告されています。多くの場合、ご自宅で刺されてアレルギー遅延反応により会社で痒くなります。ご要望があれば、事務室内及びご自宅のダニ調査を承ります。
- (3) 屋上や壁、周辺の石垣などにタカラダニが発生し、屋内に侵入することがあります。刺咬被害はありませんが、ご要望があれば駆除作業を承ります。

## 6. 損害賠償について

- (1) 弊社が行った当該作業と相当因果関係にある物損事故、人的事故につきましては、対物1事故〇円、対人1事故〇円を限度とする保険に加入しています。
- (2) 弊社の作業の過失によるもの以外で、薬剤が原因での体調不良による治療費、通院費用は保証致しかねますので予めご了承下さい。
- (3) 咬害による物損、短絡事故、食中毒等ネズミや害虫に起因する損害につきましては賠償の対象にはなりません。

## 7. 保証について(有償、無償の扱いにつきましては契約書又は仕様書に準じます)

### ● ネズミ

定期に調査を実施し、警戒水準、措置水準の場合は別途に対策をご提案させていただくことがあります。

### ● ゴキブリ

措置水準になりましたらできるだけ速やかに対応させていただきます。

**● 蚊**

措置水準になりましたらできるだけ速やかに対応させていただきます。ただし、マンホールが設置されていない湧水槽につきましてはピットを設置していただくなどの提案をさせていただきます。

**● ハエ・コバエ**

大型バエは外部より飛来・侵入してきますので、捕虫器の設置などのご提案をさせていただきます。コバエの多くは内部発生ですので、その都度対応させていただきます。薬剤の効力は短期間に消失しますので、排水設備の清掃管理等の徹底をお願いいたします。

**● ダニ**

その都度調査のうえ別途対応とさせていただきます。

**● その他の昆虫類、小動物、鳥類、菌類など**

その都度調査のうえ別途対応とさせていただきます。

